令和７年度第１回理事会　議案５別紙①
第１０回定時社員総会　　議案３別紙①

令和７年４月２４日

事 業 実 施 報 告 書

報告期間

自　令和６年３月１日

至　令和７年２月28日

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

兵庫県三木市緑が丘町東１丁目８番地の14

令和６年度（2024 年度)事業実施報告

令和６年度は、前年度の取組みを踏まえ、目指す機能の一部実証も行い、地域再生推進法人指定申請に向けた準備を行ってきました。次年度は、地域再生推進法人の指定申請を行い、行政に各種提案を行っていく活動を進めていきます。

Ⅰ 法人活動

１社員の異動

無し

2 役員の異動

(1) 退任　無し

(2) 辞任

監事　　黒井　一寿

※理事と任期を統一するため。

(3) 再任（任期：令和７年４月 24 日～令和８年社員総会終了まで）

理事長	前川　厚行
副理事長	三宅　仁見
理事	浅和　直子
理事	清水　暁彦
理事	天満　美穂
理事	山内　俊一
監事	黒井　一寿

3 社員総会

(1)定時社員総会

と　き　令和６年４月 18 日

ところ　三木市緑が丘町東１丁目 8-14

たかはしさんち

議　題　①令和５年度決算（事業報告)、令和５年度監査報告の件

②令和６年度事業計画（案)、令和６年度収支予算（案）の件

(2)臨時社員総会

と　き　令和６年８月２日

ところ　三木市緑が丘町東１丁目 8-14

たかはしさんち
議　題　　③令和 6 年度事業計画・収支予算変更の件

(3)臨時社員総会
と　き　令和 6 年 11 月 21 日
ところ　三木市緑が丘町東 1 丁目 8-14
たかはしさんち
議　題　　④定款変更の件
⑤監事 1 名選任の件

4 理事会

(1) 第 1 回理事会
と　き　令和 6 年 4 月 18 日
ところ　三木市緑が丘町東 1 丁目 8-14
たかはしさんち
議　題　　①令和 5 年度決算（事業報告）・令和 5 年度監査報告の件
②令和 6 年度事業計画（案）・令和 6 年度収支予算（案）の件
③使用貸借契約の締結について
④税理士顧問契約の継続について

(2) 臨時理事会
と　き　令和 6 年 8 月 2 日
ところ　三木市緑が丘町東 1 丁目 8-14
たかはしさんち
議　題　　⑤令和 6 年度事業計画・収支予算変更の件
⑥SDGs 体験型地域プログラム応募の件
⑦臨時社員総会招集の件

(3) 第 2 回理事会
と　き　令和 6 年 11 月 21 日
ところ　三木市緑が丘町東 1 丁目 8-14
たかはしさんち
議　題　　⑧就業規則等制定の件
⑨事務局業務の外部委託延長の件
⑩臨時社員総会招集の件

Ⅱ　主要事業

令和 6 年度の事業は、当機構が果たすべき機能を見据え、国土交通省の「住宅団地再生に向けた住民活動等に関する調査事業」に係る調査費を活用して、法人の事業実施体制の基盤整備、地域内の関係構築に注力しました。次年度以降の雇用に向けた準備として、実証事業にスモールスタートで着手し、地域再生推進法人の指定申請を見据えた取組みを中心に行いました。

【機能①】地域住民からの相談を関係機関と連携して解決
【機能②】管理会社のような立場で住民組織（まちづくり協議会・自治会）を支援
【機能③】自立運営のための収益源確保
【機能④】企業や行政から受託する管理業務

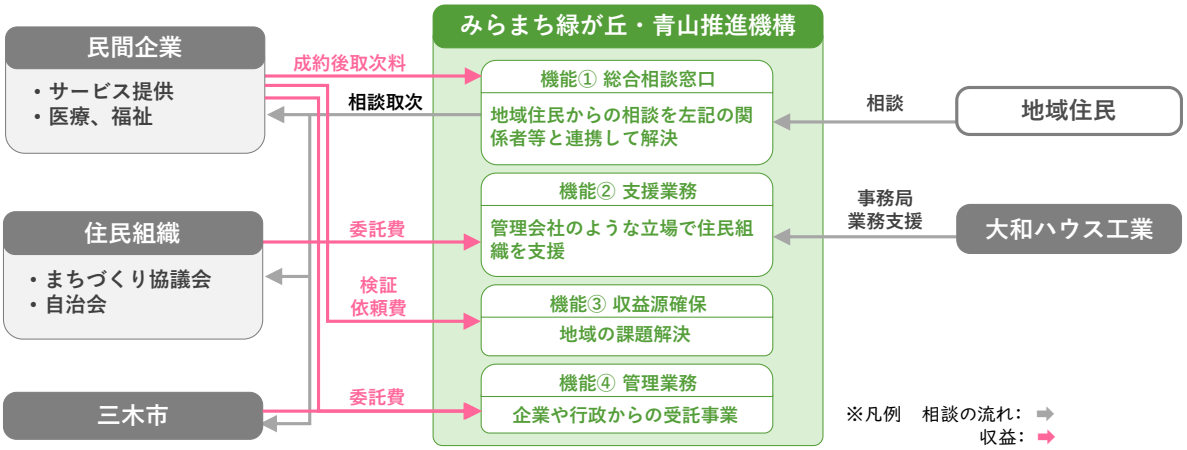

図１．事業計画書で記載していた当機構の目指す機能（案）

1　総合相談事業（機能 1 の実証）

・ 総合相談窓口の実施に向けた体制整備

総合相談窓口実施に向けて、今後雇用が開始できるよう各種就業規則を整備しました。（5 にて詳述）

・ 相談事項解決に向けた業務協定のフォーマット確立

各民間企業や士業の専門家等との連携を見据え、ベースとなる協定書案の作成を行いました。次年度以降に実際の締結を目指します。

2　住民組織支援事業（機能 2 の実証）

・ 自治会やまちづくり協議会の現状把握・課題整理

昨年度までの青山まちづくり協議会の役員との議論の結果や他事例を踏まえ次の観点で支援の必要性について示唆を得ました。

✓　住民組織側の業務全体の見える化

✓　本来やるべきことの明確化と参画メンバーでの共有

✓　外部に依頼できる事項の明確化

これらの整理を住民組織側と進めることが今後の連携可能性の模索に繋がることから、今後も必要に応じて継続的に議論することとなりました。

・　**まちづくり協議会と協力実施した全戸アンケートによるまちの課題整理**

青山・緑が丘の各まちづくり協議会、三木市と協力してそれぞれ全戸アンケートを実施しました。実施概要は次の通りです。これらの結果は、地域再生推進法人の指定申請の根拠書類としても活用していきます。

【青山の実施概要】

- **実施主体：青山まちづくり協議会、三木市、みらまち緑が丘・青山推進機構**
- **実施目的：青山地区内の生活に関するニーズやみらまち緑が丘・青山推進機構への期待の把握**
- **調査対象：青山地区内に居住している住民**
- **配布数　：1,897件**
- **回答期限：2024年11月18日**
- **回収方法：所属ブロックのブロック長へ提出、各丁目会長は公民館へ提出**
- **回答者数：558件（回答率 29%）**

■ 性別

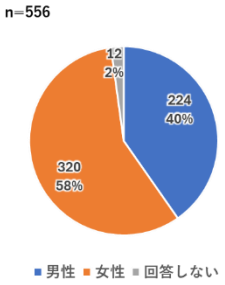

■ 年齢

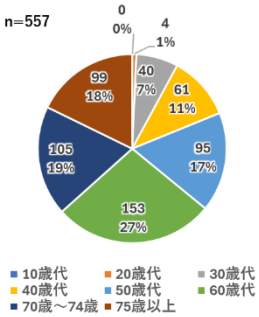

■ 居住地

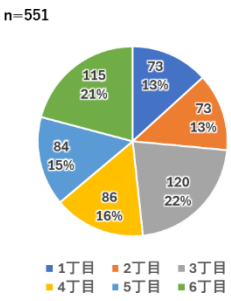

■ 居住年数

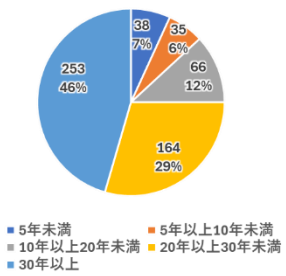

【青山の結果概要】

【良い点】

- **街並みや雰囲気が良い、安全である等、閑静な住環境**
- **スーパーや店が充実しており、買い物に便利**

【課題点】

公共交通の利便性向上	・三宮や大阪など都心部へアクセス向上 ・駅や高校へ行くための地域内を走るバスの増便
高齢者と若い世代の両方が住みやすいまちづくり	・高齢者の移動の足の確保 ・子育て支援の充実化や小児科、公園の整備 ・自治会活動の見直し
医療・福祉施設、商業施設の整備	・要介護時に備えた医療・福祉施設の拡充 ・飲食店や複合施設の誘致

【当機構への期待】

みらまち機構が団地再生に向けて取り組むことに対して期待を示す回答は８割であった。

【緑が丘の実施概要】

- 実施主体：緑が丘町まちづくり協議会、三木市、みらまち緑が丘・青山推進機構
- 実施目的：緑が丘地区内の生活に関するニーズやみらまち緑が丘・青山推進機構への期待の把握
- 調査対象：緑が丘地区内に居住している住民
- 配布数　：3,142件
- 回答期限：2025年2月28日
- 回収方法：所属ブロックのブロック長へ提出、自治会館へ直接提出
- 回答者数：950件（回答率 30%）　※速報値

【緑が丘の結果概要】

年度内に回収まで完了したので、集計は次年度に対応予定。

3　サテライト拠点事業（機能３の実証）

・ サテライト拠点を活用した収益モデルの試行

今年度から二つの収益モデルの実証を実施しました。

① 自己実現が叶う地域拠点となるような環境整備（貸し棚の設置・運用）

サテライト拠点たかはしさんちの一部スペースについて使用貸借契約を締結し、7 月から貸し棚の設置・運用を行ってきました。延べ 7 件のユーザー（個人・法人）からの登録を受け付け、10 か所のレンタルを行っています。

今後もユーザーの自己実現が叶うきっかけになるよう運用を継続していくと共に別拠点でも実施できるようノウハウを整備していきます。

② サードプレイスとして地域住民の憩いの場となる環境整備

①と取組みと連動して、7 月から①のユーザーやサポーター（見学者など）に対してセルフコーヒーの提供を行ってきました。延べ 333 杯（PayPay による購入 208 杯、チケットによる購入 125 杯）の利用がありました。

今後も地域住民の憩いの場となるよう運用を継続していくと共に別拠点でも実施できるようノウハウを整備していきます。

・ その他収益化できそうな実証

今年度は、その他の取組みに係る実証は行えていませんが、適宜企画化、実証を目指していきます。

4　企業や行政からの受託事業（機能４）

・ 周知イベントの実施

「住宅団地再生に向けた住民活動等に関する調査事業」を活用して、当機構を周知するイベントを実施しました。

【イベントの実施概要】

○告知用チラシ

○告知
・チラシ配布(緑が丘:約3,500戸／青山:約2,000戸)
・チラシ配架(たかはしさんち)
・ポスター掲示:コープこうべ緑が丘店、ネッツトヨタ神戸三木店

■日程:11月23日(土)11時～14時 (キッチンカーは10時～15時)
■場所:コープこうべ協同学苑
■目的: 住民への周知 (みらまち機構)、楽しい時間を過ごしてもらう
■対象者:緑が丘・青山居住の住民
■人数: 80人
■実施内容:
・ガイダンス(みらまち機構の紹介)
・体験マルシェ(出展企業ブース、キッチンカー)
※ガイダンス参加の成人の方にはキッチンカーで使える引換券プレゼント

■出店者:ネッツトヨタ神戸(株)、コープこうべ、大和ハウス工業
おうちごはんcaféそらまめ、(株)常三郎、神戸常磐大学
キッチンカー(CHEEKY MONKEY、バーガーツバメ、Bonnejournee、心月)

■時間割

時間	項目	内容
1000 キッチンカー営業開始		
第一部 ガイダンス(屋内会場)		
1100-1130 (30)	挨拶 活動紹介	冒頭あいさつ 機構の取組み・全戸配布アンケート案内
第二部 体験マルシェ(屋内会場・屋外会場)		
1130-1400 (150)	体験マルシェ	屋内会場:企業ブースの運営 屋外会場:企業ブースの運営 飲食提供(キッチンカー4台)
1400 イベント終了		
1500 キッチンカー営業終了		

参加者 65 名から回収したアンケートは次の通りで、本アンケート結果も踏まえて、今後、地域再生推進法人の指定申請を目指す。

【イベント時の回収アンケート結果】

約7割の方があったら良い取組みがあると回答

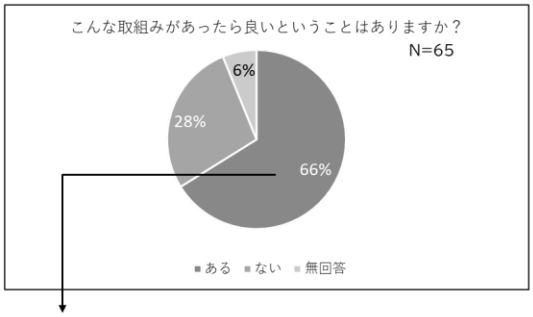

約9割の方が意見交換に参加したい意思を表明。

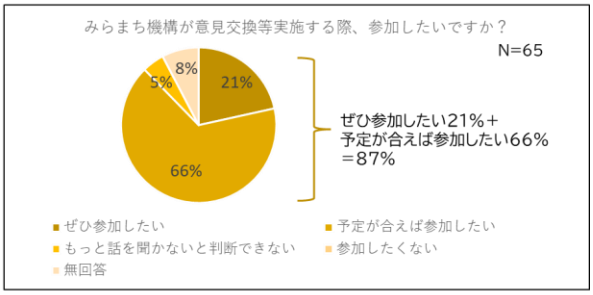

【自由記入の回答】
- 交流(5) :地域間の交流、イベントの実施(みんなが集まれる、キッチンカー出店、本日のような)
- 子どもの居場所(5):遊び場、集中できる自習室、子連れでも参加しやすい場
- 健康づくり(5) :情報発信、屋内ジムの拡充、屋外の運動施設(健康遊具含む)の整備、健康教室
- 移動手段(4) :買物への移動手段、公共交通の拡充
- 総合相談(4) :機械ものに関する相談、民間企業で解決できる仕組み、
- フリーマーケット(4):リサイクルバザー(キッチンカー出店も併せて)
- 空き家・空き店舗の活用(3):空き店舗等に短期の出張出店できる仕組み
- 拠点づくり(2) :お茶(有料)できる場、勉強できる場、定期的なマルシェ・フリマが実施される場(キッチンカー付きで)
- 自治会の支援(2) :自治会の運営支援(高齢者が多くしんどい)
- 高齢者の就労(1) :60歳以上でも気軽に働ける場所

・ **サテライト拠点たかはしさんちの管理運営業務への参画**

収益モデルの試行を通して、サテライト拠点たかはしさんちの運営に部分的に関与してきました。次年度以降、当該施設への関与度合いを高めていくことを目指します。

・ **青山７丁目団地再耕プロジェクト交流拠点運営への参画**

将来的な参画に向けて、今年度はたかはしさんちの運営に部分的に関与してきました。次年度以降も継続します。

5　法人運営事業

・ **法人の運営体制確立**

今年度まで大和ハウス工業（株）より、事務局業務の支援を受けてきましたが、今年度の事業推進を踏まえて、更に２ヵ年の支援を受けることになりました。この２年を通して、法人としての自立運営体制の確立を目指します。

・ **雇用体制の確立**

目的に掲げる「多様で持続可能なライフスタイルを創出」に向けた各種事業やその実証に取り組めるよう、雇用に必要な規則・規程を次の通り整備しました。

就業規則（正職員・パート共）
賃金規程（正職員・パート共）
育児・介護休業等に関する規程
その他労働基準法で求められる各種規程
有償ボランティア規程　ほか

・ **情報発信媒体の検討**

一般社団法人として法定で求められる公告内容（予算・決算関係の書類と前体制時の情報発信媒体のバックナンバー）に加え、今年度より活動紹介、イベント情報、リクルート、会員募集というカテゴリで情報掲載をできるようにしました。

この中で、青山で実施した全戸アンケートの結果や当機構の周知イベントとして行ったみらいふフェスタの実施結果も公開しています。

今後は、事業や議論の内容等を公開するのに適した情報発信手法に加え、地域内での活動が広がっていくので名刺等の媒体活用も検討していきます。

令和7年4月24日

令和７年度第１回理事会　議案５別紙②
第１０回定時社員総会　　議案３別紙②

決　算　報　告　書

第 9 期

自　令和 6年 3月 1日

至　令和 7年 2月28日

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

三木市緑が丘町１丁目８番地の１４

正味財産増減計算書

［税込］（単位：円）

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構　　自 令和 6年 3月 1日　至 令和 7年 2月28日

【経常収益】			
【事業収益】			
事業収入		139,040	
【その他収益】			
受取　利息	708		
雑　収　入	780,974	781,682	
経常収益　計			920,722
【経常費用】			
【事業費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
売上　原価	41,815		
印刷製本費(事業)	113,812		
通信費(事業)	35,417		
消耗品　費(事業)	1,320		
消耗什器備品費（事業）	4,040		
委託料（事業）	200,200		
保　険　料(事業)	21,440		
租税　公課(事業)	200		
雑　　費(事業)	7,118		
その他経費計	425,362		
事業費　計		425,362	
【管理費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
会　議　費	47,786		
旅費交通費	100,870		
消耗品　費	51,488		
委託費	726,712		
租税　公課	200		
手数料等	880		
雑　　費	6,710		
その他経費計	934,646		
管理費　計		934,646	
経常費用　計			1,360,008
当期経常増減額			△439,286
【経常外収益】			
経常外収益　計			0
【経常外費用】			
経常外費用　計			0
税引前当期正味財産増減額			△439,286
法人税、住民税及び事業税			72,000
当期正味財産増減額			△511,286
前期繰越正味財産額			1,743,259

正味財産増減計算書

［税込］（単位：円）

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構　　自 令和 6年 3月 1日　至 令和 7年 2月28日

次期繰越正味財産額	1,231,973

貸　借　対　照　表

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構　　［税込］（単位：円）
全事業所　　令和 7年 2月28日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
普通　預金	1,585,334		
現金・預金 計	1,585,334		
（売上債権）			
売　掛　金	12,170		
売上債権 計	12,170		
（棚卸資産）			
棚卸　資産	13,037		
棚卸資産　計	13,037		
流動資産合計		1,610,541	
資産合計			1,610,541

《負債の部》

【流動負債】			
買　掛　金	7,668		
未　払　金	298,900		
未払法人税等	72,000		
流動負債合計		378,568	
負債合計			378,568

《正味財産の部》

前期繰越正味財産		1,743,259	
当期正味財産増減額		△511,286	
正味財産合計			1,231,973
負債及び正味財産合計			1,610,541

財　産　目　録

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構　　［税込］（単位：円）
全事業所　　令和 7年 2月28日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
普通　預金	1,585,334		
三井住友銀行	(1,585,334)		
現金・預金 計	1,585,334		
（売上債権）			
売　掛　金	12,170		
PayPay	(12,170)		
売上債権 計	12,170		
（棚卸資産）			
棚卸　資産	13,037		
コーヒー他	(13,037)		
棚卸資産　計	13,037		
流動資産合計		1,610,541	
資産合計			1,610,541

《負債の部》

【流動負債】			
買　掛　金	7,668		
FVジャパン	(7,668)		
未　払　金	298,900		
決算料他	(275,000)		
ラスクル	(23,900)		
未払法人税等	72,000		
法人県民税	(22,000)		
法人市民税	(50,000)		
流動負債合計		378,568	
負債合計			378,568
正味財産			1,231,973

財務諸表の注記

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構　　令和7年 2月28日 現在

【重要な会計方針】

(1)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定によっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

令和７年度第１回理事会　議案５別紙③
第１０回定時社員総会　　議案３別紙③

監　査　報　告　書

令和７年４月２４日

一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構

監　事　黒井一寿　㊞

私は、一般社団法人みらまち緑が丘・青山推進機構定款第５４条の規定に基づき、令和６年度（第９期　令和６年３月１日～令和７年２月２８日）における会計及び業務の監査を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告します。

記

１　監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等から職務の執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに類する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

２　監査の意見

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上